

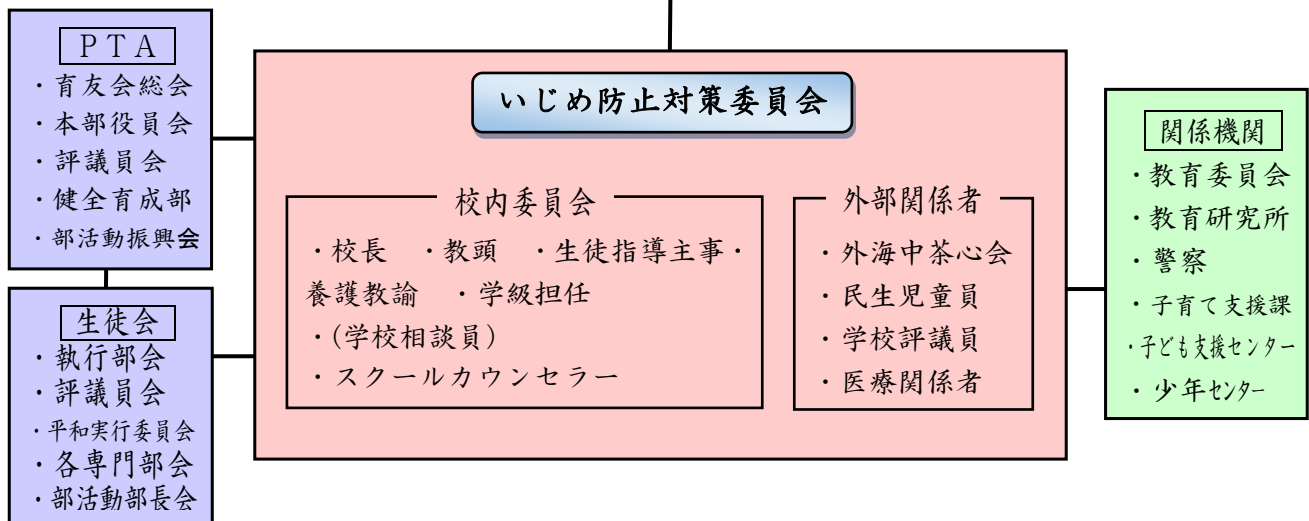
## 外海中いじめ防止基本方針

### 目的

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

### めざす生徒像

- 求めて学び、粘り強く自分を磨く生徒
- 想いを受け止め、誠意をもって返す生徒
- 誇りと責任をもち、進んで社会に貢献する生徒
- ※ 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との人権意識をもち、人権侵害に対し、毅然とした態度を示すことのできる生徒。



### いじめ防止の基本姿勢

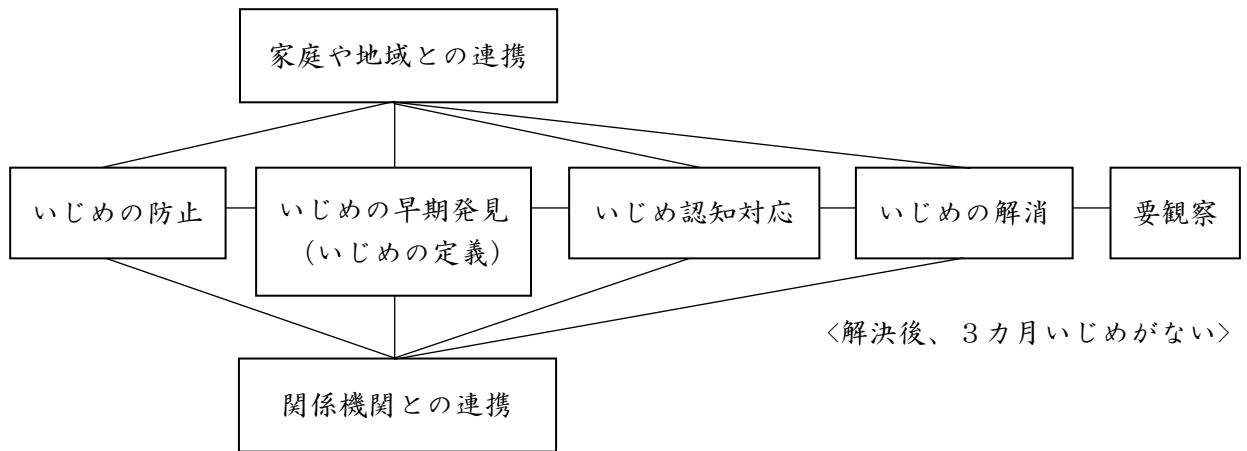
- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての職員が取り組む。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進する。
- 未然防止として、生徒が周囲の友人や職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようなどもにつながる授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していく。
- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会をはじめ、児童相談所、警察等と連携する。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を認め合い、お互いの人権を尊重する態度を養う。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、職員にあっては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

**いじめの定義**

いじめとは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

**いじめの解消の要件**

①いじめにかかる行為が止んでいること  
 ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（被害生徒本人及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。）



**いじめの防止**

「いじめ」防止に向け、を生まない生き生きとした学校づくりをもちに、指導体制を確立し、家庭・地域、関係機関等との連携を図り、当事者意識をもっていじめに立ち向かう生徒の育成に努める。

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 校内指導体制の確立と職員の指導力の向上</li> <li>(2) 人権意識や生命尊重の高揚を図る教育活動の充実</li> <li>(3) 基本方針のもと家庭・地域・関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会</li> <li>・校内研修（配慮生徒との関係づくり）</li> <li>・生徒会活動への位置づけ（自己理解と他者理解）</li> <li>・HPや各種便り</li> <li>・育友会（情報の発信と共有）</li> </ul>
--	--

**いじめの早期発見**

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒に関する情報を全職員で共有するとともに、生徒が示す変化や危険信号を受け止め適切に対応する。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握と早期発見に取り組む。

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教職員による観察や情報交換</li> <li>(2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施</li> <li>(3) 「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制の整備</li> <li>(4) 相談機関等の連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5W1H気づきメモ</li> <li>・生活実態調査</li> <li>・生活ノート</li> <li>・教育相談</li> <li>・家庭訪問</li> <li>・SC・学校相談員との連携</li> <li>・SSWの周知と活用</li> </ul>
---	--

### いじめの認知

いじめの定義を全職員が理解し、生徒の感じる被害意識を重要視し、いじめに該当するか判断する。その結果を受け、背景にある生徒の特性や人間関係等を考慮し、その後の対応策につなげる。

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被害生徒の立場に立つ定義の理解</li> <li>(2) 生徒の困り感の受け止め</li> <li>(3) いじめの適切な判断</li> <li>(4) 認知の可否をもとに対処策の検討</li> <li>(5) 認知件数の結果の公表、検証</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導や校内研修</li> <li>・ 生徒観察や諸調査</li> <li>・ 生徒や保護者からの訴え、情報</li> <li>・ 生徒の被害意識</li> <li>・ 該当生徒や保護者への対応</li> <li>・ その他の生徒への対応</li> <li>・ HPや各種便り、育友会</li> </ul> |
|---|---|

### いじめに対する対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。対応にあたっては、職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査</li> <li>(2) いじめられた生徒とその保護者への支援</li> <li>(3) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言</li> <li>(4) 集団への働きかけと継続的指導、再発防止の対策</li> <li>(5) ネット上でのいじめへの対応</li> <li>(6) 市教委への報告・連携、各校連携</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ささいな兆候も情報を共有</li> <li>・ 情報提供者の安全確保</li> <li>・ 正確、迅速な事態の把握</li> <li>・ 保護者等との協力体制</li> <li>・ 事実関係の聴取・心のケア</li> <li>・ 保護者との情報共有</li> <li>・ 臨床心理士や福祉等の外部専門家との協力</li> <li>・ 被害生徒の信頼できる人との連携</li> <li>・ 事実関係の聴取・毅然とした対応</li> <li>・ 再発を防止する措置</li> <li>・ 特別の指導計画による指導</li> <li>・ 確実な情報を保護者へ伝達、助言</li> <li>・ いじめ抑止をする「仲裁者」育成</li> <li>・ 相談する勇気の助長・集団づくり</li> <li>・ いじめ解消のための継続的指導</li> <li>・ 直に削除する措置</li> <li>・ 警察や法務局等との連携</li> <li>・ 情報モラル教育の推進</li> <li>・ 保護者への啓発</li> <li>・ 定期報告、緊急報告</li> <li>・ 学校間連携</li> </ul> |
|---|---|

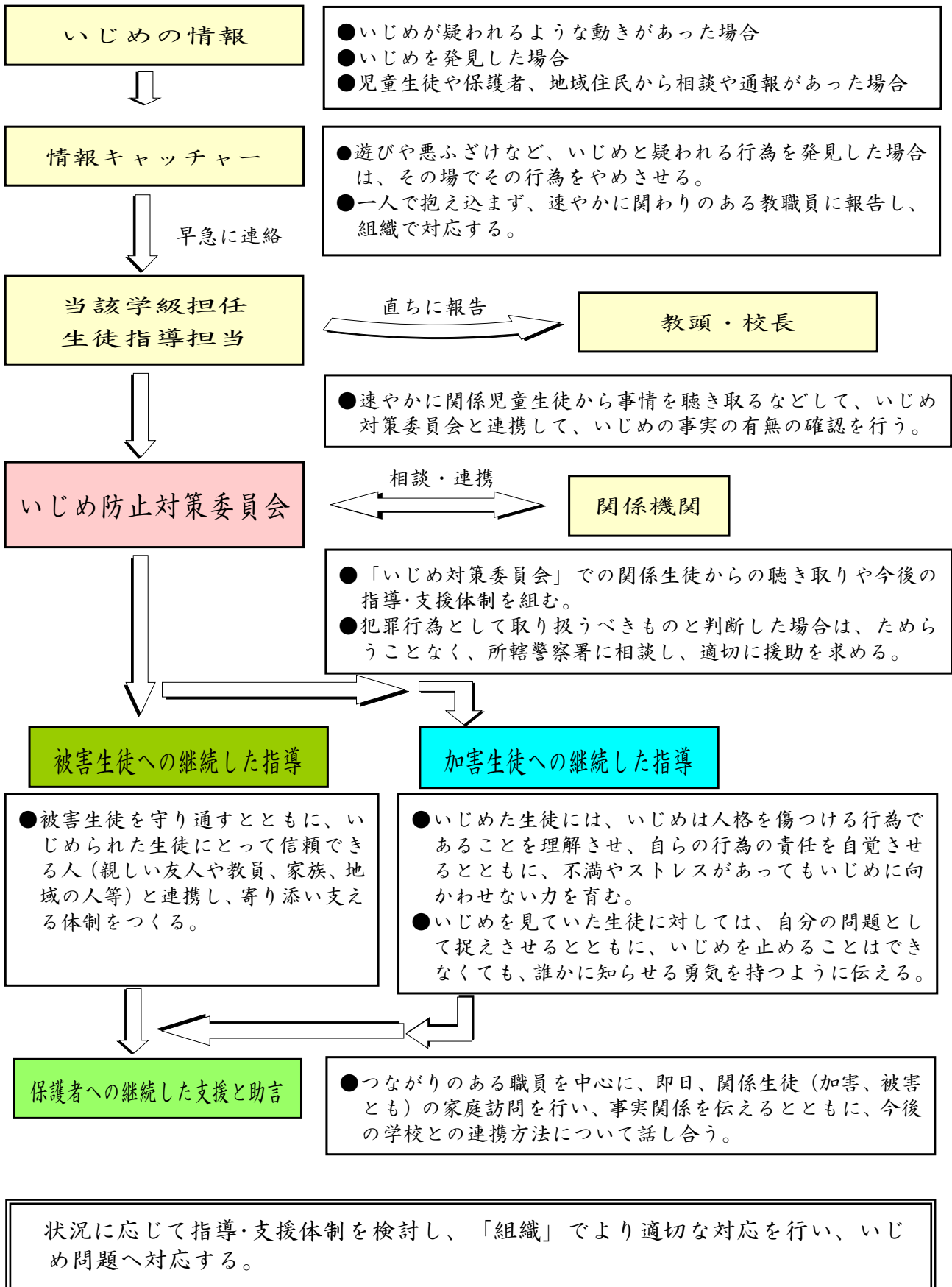
### 重大事態発生時の対応

生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察等に相談・通報のうえ、連携して組織的に解決するよう努める。

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育委員会への報告、協力依頼</li> <li>(2) 犯罪行為は、所轄警察署と連携</li> <li>(3) 生徒や保護者の安全確保</li> <li>(4) 調査組織の設置、具体的な対応</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急報告</li> <li>・ 個人情報管理、メディア対応</li> <li>・ 当該生徒、その他の生徒、保護者</li> <li>・ 関係機関との緊密連携</li> </ul> |
|---|--|

※ 詳細は、県・市教委のガイドラインに則り、事案に応じて迅速・適切に対応する。

いじめが発生した場合の対応



いじめの点検リスト

<p>いじめられている子どもが発するサイン (学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり、破れたりしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 身体の外傷やあざを隠そうとする。</li> <li><input type="checkbox"/> 頭痛、腹痛、吐気を訴える。</li> <li><input type="checkbox"/> どこかおどおどして元気がない。</li> <li><input type="checkbox"/> 教師と視線を合わせようとししない。</li> <li><input type="checkbox"/> 周りの友達に気がつかったり、いいなりになる。</li> <li><input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。</li> <li><input type="checkbox"/> 納入金など急に滞納しはじめた。</li> <li><input type="checkbox"/> 机やかばんの中などが荒らされている。</li> <li><input type="checkbox"/> いたずらをされたり、落書きされる。</li> </ul> <p>(家庭)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> お金の使い方が荒くなる。</li> <li><input type="checkbox"/> 学校からの帰りが遅くなる。</li> <li><input type="checkbox"/> 言葉遣いや素行に変化がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 友達を呼び捨てにしたり、軽蔑した口調をする。</li> <li><input type="checkbox"/> 洗わなければならない体操服等を持ってこない。</li> </ul>	<p>生活場面での子どものチェックポイント (学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 学級の雰囲気が変わり、やる気を示さない。</li> <li><input type="checkbox"/> 登校時や朝の会でどこことなく元気がない。</li> <li><input type="checkbox"/> 授業に遅れたり、一人で活動することが多い。</li> <li><input type="checkbox"/> 給食を残したり、デザート等を他人に与える。</li> <li><input type="checkbox"/> 休み時間、目の届きにくい所から出てくる。</li> <li><input type="checkbox"/> 特別な用事もないのに保健室などにいる。</li> <li><input type="checkbox"/> いやがる仕事を押しつけられることが多い。</li> <li><input type="checkbox"/> 班編成で最後まで所属が決まらない。</li> </ul> <p>(家庭)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 服装の汚れや乱れることが多い。</li> <li><input type="checkbox"/> 持ち物が頻繁になくなったりしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 金品をたびたび持ち出している。</li> <li><input type="checkbox"/> 学習意欲がなくなり、成績が急に下降している。</li> <li><input type="checkbox"/> どこことなくおどおどしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 何かのきっかけで、感情の起伏が激しくなる。</li> <li><input type="checkbox"/> 体の不調を訴え、登校しなくなる。</li> </ul>
--	---

年間活動計画

月	活動内容	月	活動内容
4	・いじめ防止基本方針について、職員の共通理解と保護者への周知 ・生徒の情報交換	10	・小中連携によるいじめ防止の評価と改善
5	・民生児童委員との情報交換 ・小中連携によるいじめ防止の取組	11	・三者面談 ・教育相談
6	・外海っ子の心を見つめる教育週間 ・教育相談(道徳公開授業)	12	・生徒会役員選挙 ・人権集会
7	・学校評議員会 ・家庭訪問	1	・休業中の生徒の情報交換と共通理解
8	・平和祈念集会 ・ふれあい除草作業	2	・新入生説明会(保護者への周知) ・教育相談
9	・休業中の生徒の情報交換と共通理解	3	・次年度申し送り資料作成 ・小中連絡会 ・反省と評価

※毎月の生活アンケート「心のメッセージ」調査を実施

いじめに関する主な相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間
外海中学校「いじめ相談窓口」	0959-25-0025	8:15~16:45(月~金)
親子ホットライン	0120-72-5311	9:00~20:50(月~金)
こころの電話	095-847-7867	9:00~15:15(月~金)
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00~20:00(毎日)
ヤングテレホン	0120-786-714	9:00~17:45(月~金)
こども人権110番	0120-007-110	8:30~17:15(月~金)
インターネット人権相談受付(PC)	(WEB上でアクセス)	24時間
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00~22:00(毎日)
いじめ相談ホットライン	0120-0-78310	24時間
長崎子ども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00~17:45(月~金)
長崎市少年センター	095-825-1949	9:00~17:30(月~金)
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	9:00~16:00(月~金)
子育て支援相談電話	095-825-5624	8:45~17:30(月~金)